

『小児かかりつけ診療科』制度について

- ✓ 『こどもにもかかりつけ医をもちましょう』という国の制度が、2016年度から始まっております。
- ✓ 『小児かかりつけ診療科』制度とは、病気の診療だけでなく、予防接種や健診などを通して今まで以上に『かかりつけ医』を身近に感じていただき、お子さんの健康を守っていきましょう!という取り組みになります。

『小児かかりつけ診療科』制度は登録されたお子さんに対し、

- ✓ 急な病気・体調不良のとき、かかりつけ医として診療を行います。
- ✓ ぜんそく・アトピー性皮膚炎・花粉症などの慢性疾患の診察・管理を行います。
- ✓ 発達段階に応じた助言や指導、健康相談をお受けします。
- ✓ 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
- ✓ 診察時間内の電話によるお問い合わせに常時対応いたします。

↑これらはすべての患者さんに行っております。

『小児かかりつけ診療科』制度登録のメリットとして

夜間・休日の緊急時に電話などによるお問い合わせに対応する、ことです。

当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記の提携医療機関や小児救急電話相談に対応いただいております。

提携医療機関 イムス富士見総合病院 Tel: 049-251-3060
小児救急電話相談 Tel: #8000

『小児かかりつけ診療科』に登録できるお子さん

おぎそ小児科医院を継続して受診されている6歳未満のお子さんが対象になります。

*登録には『小児かかりつけ診療科』に関する同意書に署名が必要です。診察時にご説明をさせていただきます、ご署名をいただきます。

6歳以上のお子さんについて

『小児かかりつけ診療科』の登録はできませんが『かかりつけ医』として今までどおり診察はもちろんのこと健康状態や発達・予防接種の確認などさまざまなご相談やお悩みに対応いたします。いつでもご相談ください。

『小児かかりつけ診療科』登録されたお子さん・ご家族へ

- ✓ 特別な支払いはございません。診療報酬明細書に記載は変わりますが窓口でのお支払いは今までどおりです。
- ✓ 『小児かかりつけ診療科』登録できるのはひとつの医療機関だけです。他の医療機関で登録されている方や当院から他の医療機関に変更されたい場合は遠慮なく、お申しつけください。
- ✓ お子さんが体調不良のときやぜんそくやアレルギー症状がでたときや予防接種などはできるかぎり、当院を受診するようお願いいたします。(緊急時や骨折などの明らかな専門外を除きます)
- ✓ 緊急時などでほかの医療機関を受診した場合は次に当院受診した際にお知らせください。

なにかございましたら遠慮なくおたずねください。

おぎそ小児科医院

